

年金生活者等支援臨時福祉給付金のご案内

年金生活者等支援臨時福祉給付金について

この給付金は、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援によるアベノミクスの成果の均てんの観点や、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、所得の少ない高齢者を対象に支給するものです。

つきましては、給付金の対象と想定される方に申請書を送付しますので手続きをお願いいたします。

ただし、申請書が届いても、支給要件に該当しないなど、支給の対象外となる場合もありますので予めご了承ください。

支給対象者

次の①、②の両方を満たす方が対象となります。

①平成27年度の簡素な給付金（臨時福祉給付金）の対象者

※平成27年度分の市町村民税（均等割）が課税されていない方など

②平成28年度中に65歳以上となる方

※昭和27年4月1日以前に生まれた方

原則、平成27年1月1日において住民票がある市町村から支給されます。

支給額

支給対象者1人につき 3万円

※1回限りの支給となります。

申請の手続き

■申請書類

①申請書

※対象となる可能性のある方へ送付します。

②支給対象者全員の公的身分証明書の写し（健康保険証、運転免許証、旅券など）

③振込みを希望する預金通帳の写し

※平成27年度の臨時福祉給付金と同じ口座を指定される場合は必要ありません。

窓口でコピー機を用意しています。上記原本の持参でも構いません。

■受付場所 次のとおり窓口を開設します。

日付	受付場所	対象地区	受付時間
3月28日(月)	中士幌地区公民館 ※特設受付会場	中士幌地区	13時00分～17時00分
3月22日(火) ～ 6月22日(水) ※開庁日のみ	士幌町総合福祉センター	町内全地区 ※中士幌地区含む	3月22日から3月31日の期間 においては、19時00分まで窓口 を時間延長し受付します。 その他の期間 8時30分～17時15分

※なるべくお早めに申請されることをお願いします。

※申請受付の窓口は大変混雑いたします。郵便による受付もいたしますのでご利用ください。(送料等は申請者にご負担願います)

■支給の時期

5月以降にお支払いを予定しています。

■その他

このたびの年金生活者等支援臨時福祉給付金は、高齢者を対象としたものです。今年度の9月以降には平成28年度臨時福祉給付金と合わせて他の年金受給者についての支給が検討されています。つきましては、詳細が決まりましたらあらためてお知らせしますのでしばらくお待ちください。

■問い合わせ先及び郵送による申請先

〒080-1214

北海道河東郡士幌町字士幌西2線167番地

士幌町総合福祉センター内保健福祉課福祉保険グループ福祉介護担当

電話01564-5-2006

振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください

年金生活者等支援臨時福祉給付金を装った振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください。

町や厚生労働省などがATM(金融機関、コンビニなどの現金自動預け払い機)の操作をお願いすることはありません。

町や厚生労働省などが、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給するために、手数料などの振り込みを求めことはありません。

ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことはできません。

不審な電話がありましたら、町や最寄りの警察署(または警察相談専用電話#9110)にご連絡ください。

